

町民登録文化財の申請について

1. 説明

日の出町文化財保護条例の改正により平成27年4月に新設された制度です。

社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている文化財を後世に幅広く継承していくため、保存と活用の措置を必要とするものを「日の出町民登録文化財台帳」に登録するものです。これは届出制と保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し許可制等の強い規制などにより保護を行うもの）を補完するものです。

2. 指定文化財と登録文化財の違い

指定文化財制度との違いは、保護のための規制が緩やかで所有者の自主的な保存を促進しています。以下に違いを記します。

	内容	指定文化財	登録文化財
1	指定や登録の解除	所有者から出来ない	所有者から出来る
2	文化財の現状変更	教育委員会の許可必要	事後の申告(現状変更により価値が失われた場合登録解除)
3	公開や保存	教育委員会の勧告に従う	規定なし
4	罰則規定	なし	なし
5	補助・助成	予算の範囲内で補助	なし

3. 町民登録文化財の種類 ①③⑤⑥⑦⑧⑨は（以下「町民登録有形文化財等」という。）

名 称	内 容 説 明
①日の出町民登録有形文化財	建造物（建築後50年以上経過している建物） 絵画 彫刻 工芸品 書跡・典籍 古文書 考古資料 歴史資料
②日の出町民登録無形文化財	芸能 工芸技術
③日の出町民登録有形民俗文化財	有形の民俗文化財のうち形様、製作技法、用法等において、町民の基礎的な生活文化の特色を示すもの 町民の生活文化を知る上で価値があると認められるもの
④日の出町民登録無形民俗文化財	風俗習慣 民俗芸能
⑤日の出町民登録史跡	歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡が比較的よく原形を保っているもの又は旧態を推定し得えるもので学術上意義のあるもの
⑥日の出町民登録旧跡	歴史の正しい理解のために意義がある遺跡で、著しく原形が損なわれているもの又はその遺構が消滅して

	いるもの 著名な伝説地及び由緒ある地域の類
⑦日の出町民登録名勝	風致景観の価値があるもので古くから名所として知られているもの又は芸術的若しくは学術的価値のあるもの
⑧日の出町民登録天然記念物	動物 植物 地質鉱物 天然保護区域
⑨日の出町民登録文化的景観	その地域における人々の生活又は生業及びその地域の風土により形成された景勝地で、生活又は生業の特色を示すもの

4. 日の出町民登録文化財台帳に登録されるまでの流れ（概略）

- ・ 提出いただきました書類を基に教育委員会で調査を行います。資料提出や聞き取り調査等の調査にご協力願います。
- ・ 真作、贋作の調査が必要な文化財は、調査費用を町で負担し調査を行います。（当該年度内の予算範囲とします。）
- ・ 文化財保護審議会にて審議し、その結果を基に教育委員会で登録・非登録の判断を行います。
- ・ 日の出町民登録文化財台帳へ登録した場合、
町民登録有形文化財等の所有者へ登録証を交付します。また、日の出町民登録無形民俗文化財は、保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に登録の通知をします。
日の出町民登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に登録認定証を交付します。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

日の出町教育委員会 様

住 所
氏 名 ⑩

申 請 書

有形文化財
今般、下記物件を日の出町民登録※無形文化財 に登録したいので、
有形民俗文化財
無形民俗文化財
史跡旧跡名勝天然記念物
文化的景観

下記及び別添のとおり申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 文化財の種別
- 3 物件の所在地
- 4 指定の区域
- 5 所有者又は占有者の氏名 ※申請者と同じ
- 6 所有者又は占有者の住所 ※申請者と同じ
- 7 参考となるべき事項 別添資料のとおり

（時代、計測値、材質等必要事項を明記し、図面、写真等を添付すること。）

（注）様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

第3条2項 委員会が必要と認めた資料

1、時代	時代（西暦	年）			
2、計測値（寸法）縦	mm	横	mm	奥行き	mm
（重量）	g・kg				
3、材質					
4、説明					
歴史的背景					
偉業、伝説、伝承内容					

図面

図面がある場合、添付願います。

写真

撮影方向は、縦・横・上・下の四方向を基本とします。サイズは2L (127×178mm)

申請者と土地所有者が違う場合、土地所有者の承諾

本申請地住所

土地所有者住所

土地所有者氏名

㊞

電話番号

— —

本申請に基づき、対象物等を確認調査します。その際、ご協力願います。